



## お知らせ

### 定額給付金申請期限の平成21年11月2日まで、あと49日です。

大阪市では、申請期限について当初11月1日としていましたが、当日は日曜日であることから、11月2日(月)に申請期限を変更いたしました。郵送の場合は、当日の消印有効となります。

- ★まだ申請されていない方は、お早めに区役所にお申し出ください。
  - ★「申請書が届いていない・紛失した」等の方も、区役所にお申し出ください。
  - ★「口座振込」希望の方・・・申請から2週間～3週間程度で振込み予定です。
  - ★「現金受取」希望の方・・・申請から3週間～4週間程度でお支払い予定です。
- 詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

**問い合わせ** 大阪市定額給付金等事務センター ☎6101-9200  
西成区役所定額給付金等担当 ☎6659-9927・9928

### 大阪市定額給付金等相当額支給事業

DV被害により、住民登録や外国人登録を異動せずに世帯主である配偶者等と別居しているため、大阪市において定額給付金・子育て応援特別手当を受け取ることができない方で、次の全ての要件に該当する方に相当額を支給します。

- 要件**
- ・平成21年2月1日(基準日)現在、大阪市に住民登録がある方
  - ・基準日までに、DV被害により住民登録を異動できないまま、配偶者等と別居している方
  - ・基準日、申請時ともに大阪市内にお住まいの方
- ※詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 大阪市定額給付金等相当額支給事業担当 ☎6208-8275 (10月30日(金)まで)

### 住まいの耐震化についてご説明するため訪問員がご自宅を訪問します

大阪市では、耐震改修の進め方や大阪市の補助制度など、住まいの耐震化を進めるうえで市民の皆様にご説明させていただきたい情報についてご説明させていただきますため、訪問員が木造戸建住宅等を対象に、ご自宅を戸別に訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

※訪問員は訪問員証を携帯しており、ご説明に先立ち、訪問員証を提示させていただきます。また、訪問時に料金をお支払いいただくことは一切ありませんので、詐欺にはご注意ください。

※ご不在の場合は、説明用のパンフレットを郵便受けなどに投函させていただきます。(訪問予定期間)平成21年9月～平成21年12月頃

**問い合わせ** 大阪市住まい公社 耐震・密集市街地整備支援課 ☎6882-7053

### 「まちかど広場」づくりに適した用地の情報提供を!

「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」において、災害時の一次避難場所や地域の防災活動の場となる「まちかど広場」の整備に取り組んでいます。

今後、土地所有者の方々にご協力をいただきながら、広場用地の確保を検討していきたいと考えており、利用されていない用地がございましたら、下記お問い合わせ先まで、用地の情報提供をお願いいたします。

- 面積** 200～300㎡程度 **提供期間** 20年間程度  
**優遇措置** 無償提供の場合、提供期間中の固定資産税・都市計画税は非課税など  
**問い合わせ** 都市整備局 密集市街地整備担当 ☎6208-9234

### あべの西南市税事務所からのお知らせ

■10月から個人市・府民税の公的年金からの特別徴収が始まります。  
地方税法の改正により、公的年金等にかかる個人市・府民税について、10月支給分の年金から引き落とし(特別徴収)が開始されます。

公的年金を受給されている満65歳以上の方のうち、次の①②③すべての条件にあてはまる方が対象となります。

- ①公的年金等に係る所得に対して個人市・府民税が課税される方
  - ②年額が18万円以上の公的年金を受給されている方
  - ③本市で介護保険料を公的年金から特別徴収されている方
- これにより個人市・府民税額が増えることはありません。

\*対象となる方には、平成21年6月中旬にお送りしました納税通知書に、同封のチラシで直接お知らせしています。また、改めて9月にもお知らせを配付します。詳しくはこれらのお知らせをご覧ください。

**問い合わせ** あべの西南市税事務所 個人市民税担当 ☎6634-2953

### 専門相談日

秘密厳守・無料

	日 時	場 所
①法律相談	9月15日(火)・10月2日(金)・10月20日(火) 12:45～15:00 ※12:45に抽選で相談順位を決めます。	西成区役所 4階会議室
②ナイター法律相談	10月15日(木) 18:00～20:00	北区民センター
③就労相談 (仕事の紹介・あっせんではありません)	9月18日(金)・9月25日(金) 10月2日(金)・10月9日(金)・10月16日(金) 13:20～15:30 ※13:20に抽選で相談順位を決めます。 ※16:00～17:00の時間帯は予約により相談を受付ます。予約の受付は、 大阪市地域就労支援センター ☎0120-939-783 ☎6567-6889	西成区役所 7階相談室

※いずれの相談も当日のみ受付(③は一部予約)。②は先着順。  
相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。  
市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。

**問い合わせ** ①③区民企画担当(市民活動推進) ☎6659-9683  
②大阪市総合コールセンター(年中無休) ☎4301-7285

### 大阪市救急安心センター(消防局指令情報センター内)

平成21年10月1日(木)10:00スタート(24時間365日)

- 医師・看護師・相談員が救急医療相談に対応
  - ・病気や怪我の状態から緊急性・応急処置について助言します。
  - ・症状に応じた適切な医療機関を案内します。
  - ・救急医療相談から救急車の出場まで1本の電話で対応します。
- #7119 または ☎6582-7119

Facilitator's LABO  
(えびらぼ)  
主宰 栗本敦子さん

### おたがいを大切にするコミュニケーション パート2

#### 対等な個人としてのコミュニケーションをめざして

おたがいを大切にするコミュニケーションの第一歩は、自分の気持ちを表現し、相手の気持ちを確かめること。その具体的な方法として、「わたしメッセージ」を紹介しましょう。

「わたしメッセージ」は、「事実の確認」「わたしの気持ち」「具体的な提案」の3つのステップからなります。たとえば、相手が待ち合わせに遅刻してきた、と言う場面ならこんなふうになります。

「待ち合わせの時間を30分すぎてるし、予定してた映画が見れなくなってしまったわ。待ってる間、イライラしたし、楽しみにしてた映画が見れなくてすごく残念。今度から、上映時間になったら先に入って観ることにしたいと思うんだけど、いいかな?」

これは例ですから、「気持ち」と「提案」は、人によって変わるでしょう。「なにかあったのかと思って心配したから、今度から携帯に連絡して」という人もいるかもしれません。大事なことは、自分の気持ちに正直に、率直に表現することです。自分が表現したら、今度は相手の気持ちをきき、おたがいの納得できる解決を探っていきます。

「わたしメッセージ」を中心とした、自分も相手も尊重したコミュニケーションの方法のことを、「アサーション(アサーティブネス、積極的自己表現)」といい、その考え方は、人権に根ざしています。アサーションの取り組みは、心理学の理論を背景にしなが、黒人の公民権運動や、女性解放運動のなかで、困難な状況にある人が自分の権利を主張するための方法として、実践を積み重ねてきました。社会的に弱い立場だからといって下からお願いするのではなく、正しさをふりかざして上から攻撃するのではなく、対等な個人としてのコミュニケーションをめざしています。相手の権利を尊重しつつ、わたしの権利をまもり、主張することで、立場の違いはあっても、人としての対等な位置に立つことはできるのです。おたがいの権利が尊重される対等な人間関係、それがアサーションのめざすものです。

「人権」というと、抽象的で難しいことと思われがちです。けれど、わたしたちの日常の具体的な行動のなかに「人権」は立ちあらわれます。「おたがいを大切にするコミュニケーション」から、対等に人権が尊重される関係づくりをめざしてみませんか。

西成区人権啓発推進会(事務局:区民企画担当(市民活動推進)) ☎6659-9743